

調査審議第2号

木曾谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定につ
いて … 議 2-1

県では現在、長野県景観審議会からの景観育成計画改定に係る答申(R7.10.30)を踏まえ、優れた景観特性を有する木曾地域を、景観育成重点地域の指定へ向けて検討を進めている。(R8.10公表公布予定)

1 地域の概況

(1) 自然条件(地形・水系・交通軸)

- 木曾駒ヶ岳、御嶽山など**3,000m級の山々が聳えたつ**
- 木曾川の浸食によってV字谷地形が南北約60kmにわたり連続**
- 地形条件から**総面積の90%以上を森林が占める**
- 木曾川沿いは**、JR中央本線、国道19号、中山道が並走し、交通、歴史・文化、産業が集積した**本エリアの重要な骨格軸を形成**



御嶽山と開田高原(木曾町)

➤山岳地帯の様相を呈するとともに、木曾川が土地利用においても重要な軸となっている

(2) 社会条件(人口・観光)

1) 人口

- 町村別の人口割合としては、木曾町が全体の約4割を占めており、一定程度の人口が集積

2) 観光の概況

- 山岳のふもとに広がる高原や、旧中山道の宿場町や歴史的な史跡が主要な観光資源
- 歴史文化と自然特性が大きな観光要素と考えられ、**観光地類型別の利用者割合は「名所・旧跡」「高原・湖沼」が大部分を占める**
- 来訪者数は増加傾向にあり、県内・県外別の割合としては圧倒的に県外観光客が多い

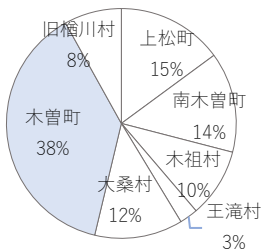


図1 町村別人口割合 (2020年国勢調査)

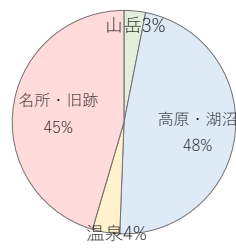


図2 観光地類型別の利用者割合 (2024長野県観光地利用者統計調査)

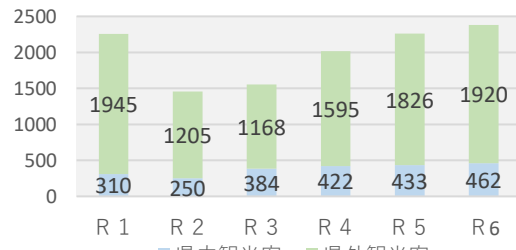


図3 県内・県外別の観光客数の推移 (単位:千人) (2024長野県観光地利用者統計調査)

➤人口減少の状況下で今後の景観の担い手不足が懸念される

➤歴史及び自然特性を活かした観光が盛んであり、環境の保全是景観育成においても重要

(3) 歴史・文化的条件

- 江戸と京都の中間に位置する木曾には、**山岳地帯を貫く難所として11の宿場町が設けられ、峠越えを控えた宿場町は、旅人や物資の中継地として重要な役割を果たした**
- 現在も**宿場町の様相が色濃く残っており、木曾特有の歴史的な景観を作り出している**
- 重要伝統的建造物群保存地区として「南木曾町妻籠宿」「塩尻市奈良井宿」「塩尻市木曾平沢」の3地区が選定**

➤宿場が都市の発展を支え、現在も地域における重要な景観要素となっている

2 重点地域設定を進めるうえでの視点整理

(1) 重点地域設定を進めるうえでの検討の視点(特性や課題を踏まえた検討視点)

木曾の骨格軸や御嶽山を念頭においた景観育成の視点

木曾川を軸として南北に延びる骨格軸に様々な景観要素が集積していることや御嶽山周辺の景観要素など、これらを活かした景観誘導の視点が必要

人口減少社会を見据えた景観育成の視点

人口減少社会を踏まえ、いかにして先導的な景観育成を進めていくのかの視点が必要

歴史・文化を尊重した景観育成の視点

宿場町を礎として発展してきた歴史的背景を踏まえ、これらの背景を活かした景観誘導の視点が必要

観光資源等を活用した景観育成視点

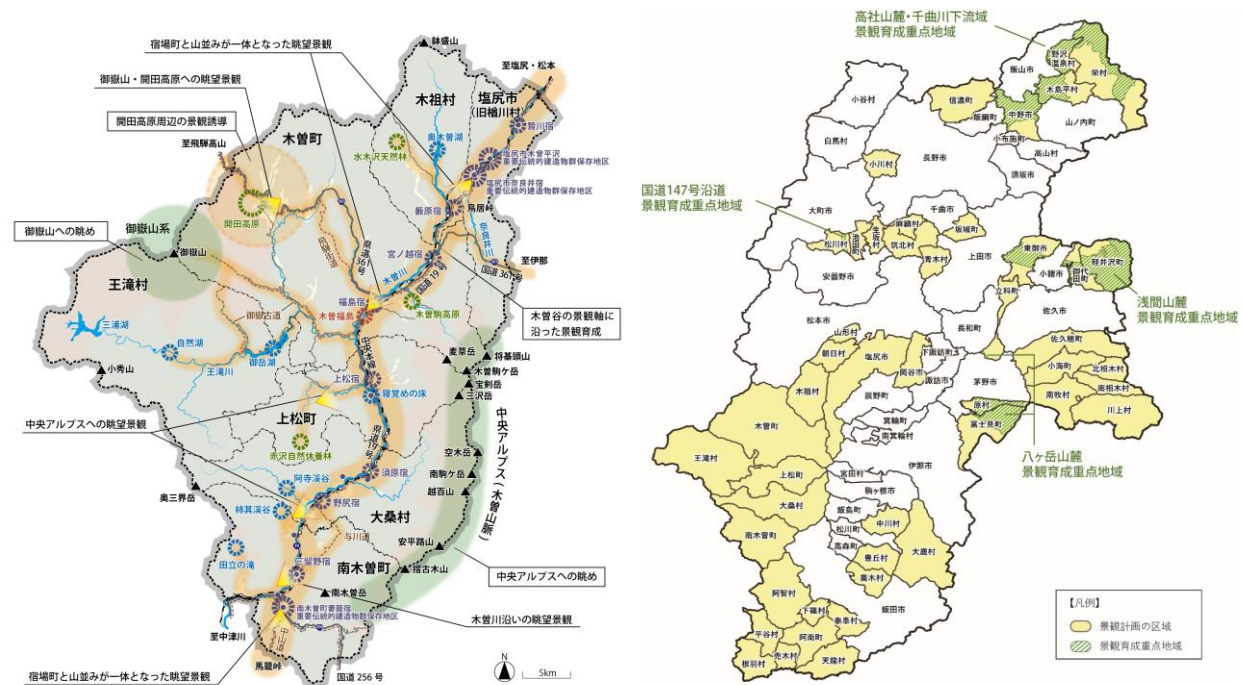
観光資源等の魅力を高め、エリアを巡る楽しみを育成し、景観価値を高める視点が必要

開発動向を考慮した景観育成の視点

再生可能エネルギー施設の立地に対する景観誘導の視点が必要

(2) 重点地域設定を進めるうえでのエリアの考え方

- 長野県景観育成ビジョン案の木曾エリアの広域景観育成方針を踏まえながら、重要な景観のまとめりや景観軸に基づき、景観育成重点地域の検討を進める。



参考: 木曾広域景観エリアにおける広域景観育成方針図

参考: 県内の景観行政団体移行状況

■木曾谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定について(検討案)

①景観育成重点地域の名称

木曾地域の景観特性等を反映し、関係機関の意向を踏まえた結果、次の通りとします。

木曾谷・御嶽景観育成重点地域

②景観育成重点地域の指定区域

(1) 主要路線からの可視領域の解析

主要な路線から木曾地域一帯のどの範囲が視認できるのかについて解析する。

1)解析の方法

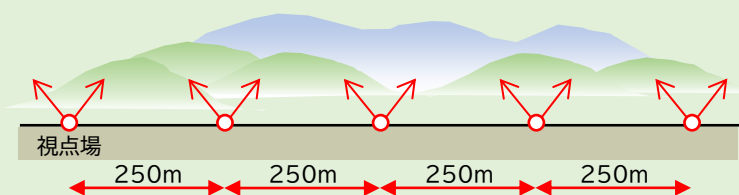
木曾地域内の主要路線から視認可能な範囲を、数値標高モデルを用いて計算し、その結果を重ね合うことで対象路線からの可視領域を抽出する。

2)対象路線と設定条件

下表の対象路線上に250mごとに視点場を設定

※60km/hで走行した場合、1分間で1,000m(=5視点場分)進んだこととなる。

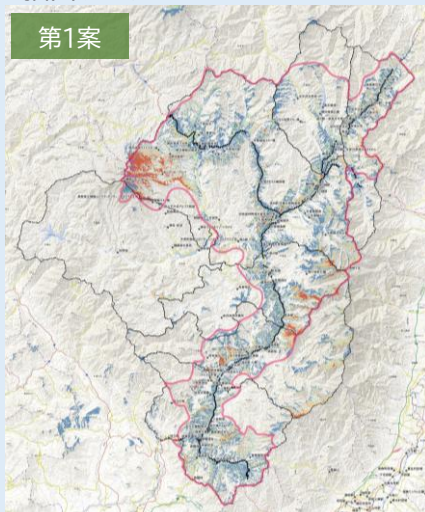
解析対象	視点場	眺望範囲	眺望角
国道3路線 (国道)19,256,361号	462地点	45km ※眺望の最大範囲となる御嶽山山頂から国道256号南端(清内路トンネル入口)を抱合する距離	360°



(2) 可視領域の総描化

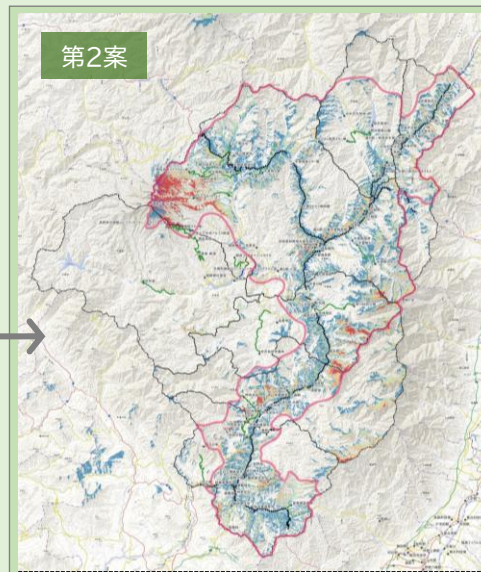
抽出した可視領域のうち、視点場から連続して視認可能なまとまりのある範囲を抽出する。

第1案



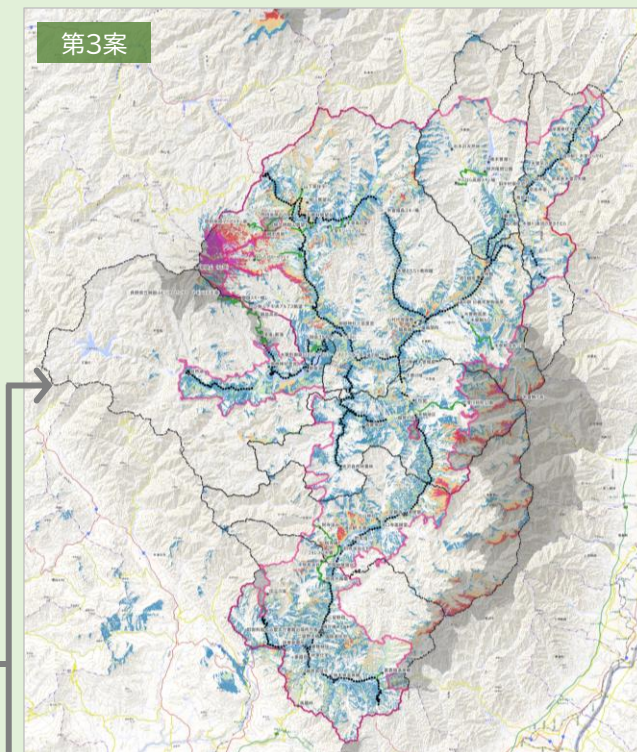
国道19号を中心としながら、主要路線の沿道や中央アルプス、御嶽山等、木曾地域の主要な範囲が含まれるが、一部の重要な目的地や路線が含まれない

第2案



主要路線沿道や中央アルプス・御嶽山、目的地がバランスよく含まれるが、市町村からの意見や自然公園地域の調整が必要

第3案



「第3案」を木曾地域における景観育成重点地域の指定区域案として調整中

(3) 木曾地域内の目的地・アクセス路線の追加

木曾地域内に立地する景観育成上重要な資源(目的地)と、当該目的地に接続する路線(アクセス路線)を加えた指定区域を検討する。

表 木曾地域内の目的地とアクセス路線の一例

名称	分類	抽出根拠	アクセス路線
読書発電所	歴史的建造物	国指定重要文化財	国道19号
桃介橋	橋梁	国指定重要文化財	国道19号
阿寺溪谷	溪谷	日本遺産構成文化財	阿寺タツガヒゲ林道
寝覚の床	景勝地	国指定名勝	国道19号
開田高原	高原	長野県観光地利用統計調査	国道361号
自然湖	湖沼	木曾おんたけ観光局公式HP	王滝三浦林道
奈良井宿	宿場町	重要伝統的建造物群保存地区	中山道
赤沢自然休養林	森林	日本遺産構成文化財	赤沢(小川入)林道
田立の滝	滝	長野県観光地利用統計調査	—
柳又御嶽展望台	眺望点	長野県指定眺望点	国道361号

(4) 市町村意見の反映

意見交換会等での意見を踏まえ、王滝村においても面的な指定範囲が含まれるよう、**県道20,256号の可視領域を加えた範囲を追加する。**

(5) その他調整

・**国定・県立公園(自然公園地域)の特別地域**は、景観面でも面的な指定範囲が含まれるよう、**県道20,256号の可視領域を加えた範囲を追加する。** ※区域調整中
・**御嶽湖や自然湖のアクセス路線沿道の可視領域解析による範囲を追加する。**

③景観育成重点地域の地域区分

(1) 地域区分の考え方

地域区分の設定は、従来の重点地域の地域区分の考え方踏襲するとともに、本エリアの特性を踏まえ、次の5つの地域に区分する。

地域区分	対象
市街地地域	● 用途地域が指定された地域
歴史・文化地域	● 伝統的建造物群保存地区及び中山道からの可視領域(ただし、妻籠地区は伝統的建造物群保存地区とする) ● 木曾街道(中山道)沿いの宿場町の範囲(①は除く) ● 次の文化財等で、その周辺400m以内における可視領域 ・国指定重要文化財・史跡・名勝 ・日本遺産構成文化財のうち県がその価値を認めているもの(県宝、史跡、眺望点)
沿道地域	● 国道、県道、目的地へのアクセス道路の沿道30mの区域
山麓・田園地域	● 5地域区分のうち、農業地域
山地・高原地域	● 上記1から4以外の地域

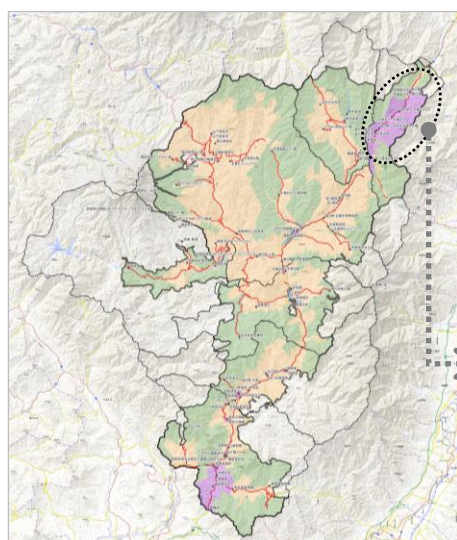


図 景観育成重点地域の地域区分

(2) 歴史・文化地域の範囲設定の考え方(①伝建地区)

歴史的町並みの景観保全において、**背景に広がる山・山並みを守ることが重要**であるため、木曾地域内の3つの伝建地区のうち、概ね歴史的町並みが形成された範囲のみを対象としている「奈良井宿」、「木曾平沢」の2地区において、**重点地域の範囲の検討と同様の手法(可視領域)を用い、保全する範囲を検討**

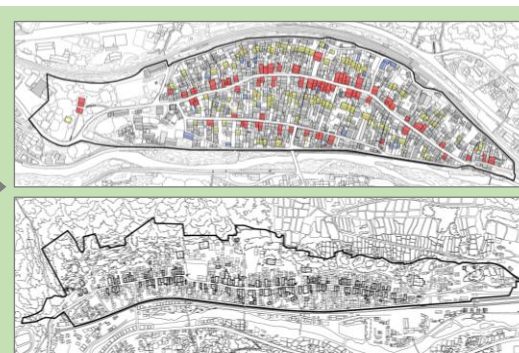


図 伝統的建造物群保存地区(上:木曾平沢、下:奈良井宿)

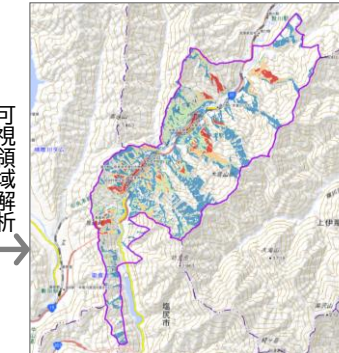


図 奈良井宿・木曾平沢の背景保全(歴史・文化地域)の範囲

(2)宿場町・③文化財等周辺

②は、①を除く7つ宿場町の範囲(木戸・榊形跡間)とし、③は文化財等の周囲(近景400m)のうち、視覚的に影響がある範囲(可視領域)とする。

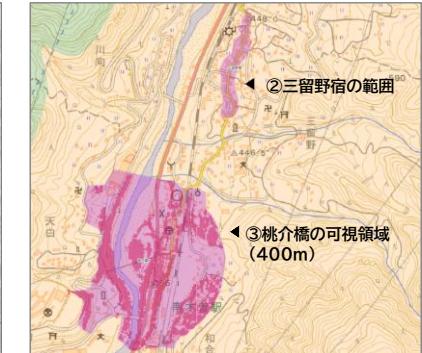


図 宿場町(三留野宿)の範囲と文化財等(桃介橋)の周辺400mの可視領域

■木曾谷・御嶽景観育成重点地域景観計画の策定について(検討案)

④景観育成の方針

- 5地域の景観特性や課題を踏まえ、景観育成の方針を次のとおり定めます。

地域区分	景観育成の方針
1. 都市地域	● まち並みとしてのまとまりを確保しつつ良好な市街地景観が育成されるよう、建築物等は、周辺と調和した高さ、規模、地域の持つ歴史性・文化性に配慮した形態・意匠とし、敷地周辺の緑化を進めるものとします。
2. 歴史・文化地域	● 伝統的建造物や重要文化財等が有する歴史や文化的な価値を維持・保全するとともに、これら周辺における建築物等の建設や開発などの行為に際しては、中山道からの眺望を中心として、周辺の自然景観も背景として捉え、歴史や文化的な価値を損ねないようにするものとします。
3. 沿道地域	● 木曾川や中央アルプス・御嶽山をはじめとする山並みへの眺望を維持しつつ、周囲の樹林や田園景観との調和が図られた沿道景観が育成されるよう、建築物等は周辺への圧迫感のない形態・意匠等とし、敷地周辺は花木等による緑化を進めるものとします。
4. 山麓・田園地域	● 周囲の地形や気候等と調和した地域固有の山麓・高原・田園景観が維持されるよう、建築物等の位置、規模、形態・意匠等に留意するとともに、優れた集落景観が維持されている地域では、地場産材の活用や在来種による敷地内の緑化を進めるものとします。
5. 山地・高原地域	● 自然性の高い樹林の保全を図るとともに、自然環境と調和した保健休養地域が育成されるよう、建築物等の建設や開発などの行為に際しては、地形、湖、河川、樹林等の保全・活用を図り、優れた景観を阻害しないよう努めるとともに、他からの眺望の対象であることにも留意するものとします。

⑤届出対象規模と行為

- 届出対象規模は、届出対象規模の検討(右上)を踏まえ、「①建築物の建築等」は床面積150㎡以下を、「④電気供給施設等の建設等」の電柱は、規格化されたものをそれぞれ除外することで、概ね適正な届出規模となると考える

■届出対象行為と規模

行為の種類	木曾谷・御嶽景観育成重点地域	参考:景観育成重点地域
①建築物の新築、増築、改築又は移転	高さ13メートル超又は床面積150平方メートル超	高さ13メートル超又は床面積20平方メートル超
②建築物の外観の変更(修繕模様替、色彩変更)	変更に係る面積が200平方メートル超	変更に係る面積が25平方メートル超
③プラント類、自動車車庫、貯蔵施設類、処理施設類の新設、増築、改築若しくは移転、外観の変更	高さ13メートル超又は築造面積20平方メートル超	高さ13メートル超又は築造面積20平方メートル超
④電気供給施設等の建設等	高さ8メートル超又は築造面積20平方メートル超 ※ただし規格化された電柱は除く	高さ8メートル超又は築造面積20平方メートル超
⑤太陽光発電施設(一団の土地又は水面に設置されるもの)の建設等	太陽電池モジュール面積の合計20平方メートル超	太陽電池モジュール面積の合計20平方メートル超
⑥③から⑤以外の工作物の建設等	高さ5メートル超	高さ5メートル超
⑦土石の採取又は鉱物の掘採	面積300平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超	面積300平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超
⑧土地の形質の変更	面積300平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超	面積300平方メートル超又は生じる法面・擁壁の高さ1.5メートル超
⑨屋外における物件の堆積	高さ3メートル超又は面積100平方メートル超	高さ3メートル超又は面積100平方メートル超
⑩(1)から(6)までの建築物又は工作物の外観に表示される特定外観意匠	面積3平方メートル超	面積3平方メートル超

⑥景観育成基準(行為の制限)

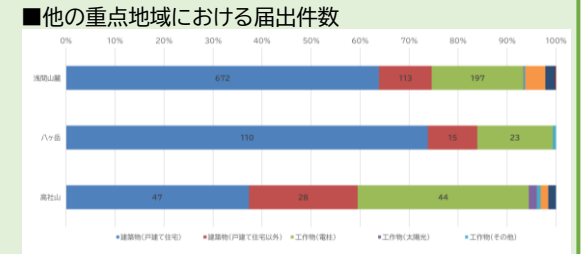
- 景観育成基準は、これまでの重点地域における設定を継承することを基本とします。
- 本地域の指定のねらいである、歴史・文化地域の景観保全や沿道地域での景観誘導に基づき、配置や形態意匠において、歴史的景観との調和等を求める景観育成基準を設けます。

■景観育成基準(歴史・文化地域の抜粋)

区分	景観育成基準
ア配置	(ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。 (イ) 隣接地と相互に協力しながらまとまった空間を生み出すように努めること。宿場町にあっては、歴史的な景観のまとまりが維持、継承されるよう努めること。 (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺等がある場合は、これらを生かせる配置とすること。 (エ) 木曾川、御嶽山、中央アルプス、周辺の山並みへの眺望や、付近のランドマークとなる建築物等への眺望を極力阻害しない配置とすること。 (オ) 稜線や斜面上部、高台など、旧中山道や歴史的な建造物から見通せる場所は極力避けるものとし、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、樹木の伐採や土地の掘削を最小限に留め、旧中山道や歴史的な建造物から直接望見出来ないような配置に努めること。 (カ) 電柱、鉄塔類はできるだけ目立たないよう設置すること。
イ規模	(ア) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえるものとし、周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、周囲の建築物等よりも規模が大きい場合は空地や植栽を設け景観の調和に努めること。 (イ) 宿場町の通りに面する場合は、宿場の街並みの連続性に配慮し、高さを周囲の建物と極力合わせること。
ウ形態・意匠	(ア) 周囲の建築物等の形態との調和に努めること。また、地域の伝統的な形態・意匠等の活用にも努めること。 (イ) 屋根の形状は原則として切妻屋根とし、適度な軒の出を有し、こう配は緩やかなものとして背景の山並みや周囲の町並みとの調和に努めること。 (ウ) 壁面等は、大規模な平滑面が生じないよう、陰影等の処理に配慮すること。 (エ) 周辺の基調となる建築物に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。 (オ) 屋上の設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーで覆う等の工夫をすること。 (カ) 屋外階段、ベランダ、パイプ類等の付帯設備や付帯の広告物等は、煩雑な印象を与えないよう、デザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。 (キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
エ材料	(ア) 周辺景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。 (イ) 反射光のある素材を極力用いないものとし、地域で伝統的に用いられている素材がある場合はその活用に努めること。
オ色彩等	(ア) けげげばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観あるいは建築物等と調和した色調とすること。 (イ) 使用する色数はできるだけ少なくするよう努めること。 (ウ) 照明を行う場合は、設置場所周辺の環境に留意し、過度なものとならないように留意すること。 (エ) 光源で動きのあるものは、原則として避けること。
カ敷地の緑化	(ア) 敷地内に優れた樹木等がある場合は、可能な限り保存若しくは移植し、修景に生かすこと。 (イ) 建築物等の周囲はできるだけ緑化し、圧迫感や威圧感の軽減に努めること。 (ウ) 駐車場、自転車置場等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。 (エ) 緑化に使用する樹種は、地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。 (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。 (カ) 敷地境界に遮へい物を設ける場合は自然素材を用いる等、周辺景観と調和するよう配慮すること。

【参考:届出対象規模の検討】

- 現行の3重点地区の届出件数は、専用住宅及び電柱が圧倒的に多い(右図)
- 木曾谷・御嶽地域では、市街地や沿道地域において、届出対象規模とすべき建築物(下写真)や専用住宅の床面積の状況(右下図)を踏まえた設定を進める



■届出対象規模とすべき建築物



■専用住宅の延べ面積の推移

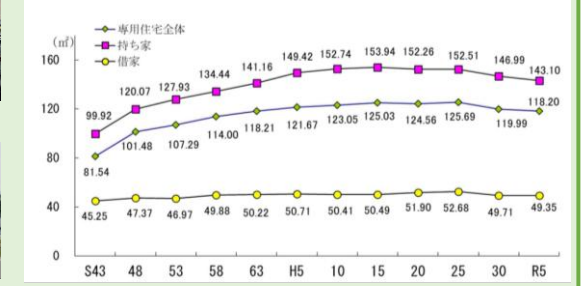


図 出典: 令和5年総務省統計局 住宅・土地統計調査